

第 13 回

熊谷市農業委員会農地部会議事録

(公開用)

平成28年9月28日(水)

熊谷市農業委員会

## 第13回 熊谷市農業委員会農地部会議事録

### 1 開会・閉会の日時及び場所

- (1) 開会の日時 平成28年9月28日(水) 午前 9時30分
- (2) 閉会の日時 平成28年9月28日(水) 午前11時10分
- (3) 場 所 大里行政センター第3会議室

### 2 会議を組織する委員の定数

- (1) 定員数 19名
- (2) 現在数 19名

### 3 出欠席の状況及びその氏名 下記のとおり

- (1) 出席数 16名
- (2) 欠席数 3名

議席	出欠	氏 名	議席	出欠	氏 名
1	出	堀 重 明	11	出	塚 田 とよ子
2	欠	泉 二 良	12	欠	鈴 木 吉 明
3	出	青 木 登喜代	13	出	強 瀬 兼 一
4	出	木 村 進	14	出	関 口 久 夫
5	出	森 宏 志	15	出	閑 野 高 広
6	出	夏 目 亮 一	16	出	福 田 正 八
7	出	赤 石 嘉 孝	17	出	矢 島 君 夫
8	出	松 崎 弘 一	18	出	石 原 敬 嗣
9	出	菊 地 修一郎	19	欠	大 澤 芳 明
10	出	木 部 富 次			
ワグザバー 会長 茂木 友秀					

#### 4 議 案

- 議案第 1 号 農地法第 3 条の規定による許可申請について
- 議案第 2 号 農地法第 4 条の規定による許可申請について
- 議案第 3 号 農地法第 5 条の規定による許可申請について
- 議案第 4 号 農地法第 5 条の規定による許可申請について（一時転用）
- 議案第 5 号 農業経営基盤強化促進法第 18 条の規定による農用地利用  
集積計画について

#### 報告事項

- 報告事項（1） 農地法第 3 条の 3 第 1 項の規定による届出について
- 報告事項（2） 農地法第 4 条の規定による届出について
- 報告事項（3） 農地法第 5 条の規定による届出について
- 報告事項（4） 農地法第 18 条第 6 項の規定による通知について

5 招集者 農地部会長 森 宏志

6 議事進行状況 別紙のとおり

議 長 出席委員が定足数に達しましたので、ただいまから第13回農地  
(森部会長) 部会を開会いたします。

本日の欠席委員は2番泉二良委員、12番鈴木吉明委員、19番大澤芳明委員、以上の委員から届出がありました。

議事録署名委員の指名について、お諮りいたします。議事録署名委員について、いかが取り計らいましょうか。

(「議長一任」の声あり)

議 長 議長一任の声がありましたので、13番強瀬兼一委員、14番  
関口久夫委員にお願いいたします。

また、書記は事務局職員を指名します。

本日、お手元に配付いたしました書類は、第13回農地部会提出議案であります。

今回、当農地部会において審議いたします案件は、

議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請について

議案第2号 農地法第4条の規定による許可申請について

議案第3号 農地法第5条の規定による許可申請について

議案第4号 農地法第5条の規定による許可申請について

(一時転用)

議案第5号 農業経営基盤強化促進法第18条の規定による農用地利用集積計画について

以上、5件ですので、よろしく御審議をお願いいたします。

事務局 事務局から提案でございますが、本日、新規就農の方へ出席をお願いしておりますので、議案第5号農業経営基盤強化促進法第18条の規定による農用地利用集積計画についてを最初に御審議いただきたいと思っております。

議 長 ただいま、事務局から提案がありました。そのようにしてよろしいでしょうか。

(「異議なし」の声)

議 長 それでは、そのように決定します。

最初に、議案第5号農業経営基盤強化促進法第18条の規定による農用地利用集積計画についてを上程し、事務局の説明を求め

ます。

事務局

議案第5号農業経営基盤強化促進法第18条の規定による農用地利用集積計画について、ご説明いたします。

今月の案件は議案番号538から562の25件であります。また議案番号561については、新規就農に関するもので御本人に来ていただいておりますので全体の説明のあとに、まず審議いただき、その後ほかの議案の審議をいただきたいと思いますので御了承願います。

まず全体の説明となりますが、総筆数は78筆、総面積は104,384㎡、田は61筆、88,106㎡、畑は17筆、16,278㎡、賃貸借は31筆、40,545㎡、使用貸借は47筆、63,839㎡です。設定の期間は3年未満が13筆、10,761㎡、3年以上6年未満が32筆、52,205㎡、6年以上が33筆、41,418㎡です。設定の区分は、再設定の計画が6件、31筆、40,236㎡、新規の計画が19件、47筆、64,148㎡です。

次に借受人別の内訳ですが、農地所有適格法人及び農地利用集積円滑化団体であるくまがや農協を利用したものを除いた認定農業者の借り受けは、17件で54,975㎡となっております。

次に農地所有適格法人の借受けですが、3件で5,787㎡、また、農地利用集積円滑化団体であるくまがや農協を利用した借り受けは2件で4,163㎡となっております。認定農業者である農地所有適格法人及びくまがや農協を含めた認定農業者の借り受けの件数は、18件で全体の約72%となります。

以上25件の計画は、本市における農業基本構想に適合するとともに、権利者が経営農地の全てを効率的に利用し、必要な農作業に常時従事するものとして作成されたもので、経営面積、従事日数など、同法第18条3項の規定の各要件を満たしていると考えます。全体の説明は以上です。

それでは新規就農者について、ご説明いたします。議案書28、29ページの議案番号561についての説明をいたします。

【議案書に記載された内容のうち、申請地の地番・公簿地目・面積、渡人氏名、受人氏名、権利内容を朗読する。以下、議案書に記載されていない説明について記述する。】

申請人は○○○○の出身でありまして、来日して20年以上になり、現在は○○○さんのところの○○○で働いていらっしゃるということです。故郷の実家でも農業を営んでおり、本人も農



ところで、近くの土地所有者のおばあちゃんが田んぼを貸してくれるという話があるんだということで、9反いからの面積を借りる訳ですから、私は〇〇〇〇さんにやる自信はあるのかと言ったら、教えてくださいということで、私が3年間ばかり稲のいろいろな農作業を教えてきました。今年も田植えをやってやろうかと言うと、自分で何とか頑張って苗を植えますということで、何とか作付けができたところです。〇〇〇〇さんは生まれたところは〇〇〇〇〇〇ですが、非常にファミリーを大事にする人です。私もいろいろ手伝ってもらって、一生懸命やっている姿を確認しています。これから農業をやっていききたいということですので、よろしく願いいたします。

議 長 申請人は話はわかるようですが、こういう場で話すことは慣れていないということですが、何か質疑はありますか。

石原委員 機械は〇〇さんの所で揃っているようですが、乾燥施設はどうですか。

申請人 乾燥機も〇〇さんのものを借ります。  
(〇〇〇〇〇)

石原委員 乾燥機もあったんですね。それで出荷先はどこですか。

申請人 農協に出荷します。  
(〇〇〇〇〇)

石原委員 農協の組合員になっているのですか。

申請人 今年は〇〇さんの名前で出荷して、来年は自分で農協へ出荷  
(〇〇〇〇〇) します。

堀委員 出荷先の件ですが、外国人なので、私たち以上に販売先のルートがあるようです。コンバインも買うのに、これでいいかと相談されましたが、中古の大型のイセキのもので、大きいと思いましたが、これから規模拡大するのだから、いいかと思いました。

議 長 他に、質疑、意見等ございませんか。  
他に、質疑、意見等も無いようです。  
本日は、大変御苦労様でした。  
申請人は退室してください。

[申請人 ○○○○○ ○○○○氏 退室]

議 長 それでは、議案番号561について、質疑、意見等を求めます。  
質疑、意見等ございませんか。

( 「なし」の声 )

議 長 特に、質疑、意見等も無いようですので、これより採決いたします。議案第5号農業経営基盤強化促進法第18条の規定による農用地利用集積計画についての議案番号561について、本案を承認するに賛成の委員の挙手を求めます。

(挙手全員)

議 長 挙手、全員です。よって本案については、承認すべきものと決しました。

次に議案番号546については、○○○○委員が受人となっています。そのため、農業委員会法第31条の規定に基づく議事参与の制限により一時退席していただき、審議いたします。

○○委員、一時退席をお願いします。

[ ○○委員 退席 ]

議 長 それでは、議案番号546の案件について、質疑、意見等を求めます。

質疑、意見等ございませんか。

( 「なし」の声 )

議 長 特に、質疑、意見等も無いようですので、これより採決いたします。議案第5号農業経営基盤強化促進法第18条の規定による農用地利用集積計画についての議案番号546について、本案を承認するに賛成の委員の挙手を求めます。

( 挙手 全員 )

議 長 挙手、全員と認めます。よって本案については、承認すべきも

のと決しました。

〇〇委員は入室をお願いします。

[ 〇〇委員 入室 ]

議 長 次は546、561以外の案件について、質疑、意見等を求めます。

質疑、意見等ございませんか。

堀委員 農業経営基盤強化促進法の農用地利用集積により農地を借りる件ですが、利用権設定により借りる方が耕作放棄地にして、違うところを新しく借りる申請が出てきているのが随分あるのです。この場合、農業委員会としては、どこまでが許される範囲なのか。耕作放棄地を解消して、それで新たにちゃんとして求めるのが方向ではないかと私は判断するのですが。今まで解消がされてなくて、利用集積について、どこまでというのがわからなくて、今朝、局長にお聞きしたのですが、皆さん、どう判断するのか。やはり農業経営基盤強化促進法の農用地利用集積でやる以上は、私たち地元農業委員も指導しますよ。きれいにしてよという話もしていますが、私たちもその家に行って面と向かってダメだというのは、我々も人間関係が先に立つので。酷いからちゃんとやっておいてくれよというぐらいは良いが、それ以上に突っ込んだ話はなかなか難しい。そういう場合は、その本人をここに呼んでもらって、皆さんがこういう判断をしているのだから、ちゃんとやってもらえるのか、やってもらえないかを求めて行って、改善していくのか。また、利用集積の場合は、これでも構わないというのか、お聞きしたいと思います。

議 長 今、堀委員から意見が出ましたが、先に案件についてを審議したいと思います。

意見は他にありませんか。

堀委員 案件の意見がこれなんだよ。

議 長 この案件の中にあるのですか。

堀委員 この中にあるのです。農地部会の案件で我々が意見を言ったのが、筒抜けなのです。こういう方からこういう意見が出ましたよ

と、私の所へ不良を3人を回してきたのがいるのです。私はこういう問題を農業委員会はどういう判断をするのですかと意見を述べただけですよ。俺は殺されようと何されようと構わないが、家族を守らなければならない立場もあるのです。農業委員だから言ってくださいよと言われても、それだけの職権を与えられて、すべての行政指導ができればいくらだってやりますよ。農地部会だって難しいのですよ。

塚田委員 堀委員さんの意見をお聞きしまして、やはり、地元の農業委員でないといけないと細かい事情はわかりませんので、こういう議案審査会、農地部会、最終的には農地部会の時に、地元ではこういう事が起きていますよと、皆さんの前で説明していただければと思います。皆さんで話し合っ、それで結論が出せるのではないかと。ある程度、常識的なことがありますので、皆さんで問いかけていった方が良いでしょうと思います。私も地元でこのような話もあります。皆さんの前で話せない事もありますが、確かに堀さんがおっしゃったようなことは、以前からあります。こういう機会に修正していくのはよろしいかと私は思っています。皆さん、いかがでしょうか。

議 長 議案審査会の時に、地元の委員さんはどういう話になっていますか。

堀委員 地元の委員が地元の方へこうだよと言いつらいのがあります。人間関係がありますので。ここで話せばその日に筒抜けなのですから。行政からの指導だったら、なんぼでも指導はできますが。こういう場合、農業委員会としては、どうお考えなのか聞きたかったのです。

議 長 それについては、他の委員さんは何も知らないわけですので。

堀委員 議案審査会ではテーブルが地区に分かれていて、テーブルが違うのだから、これが吉見地区、市田地区ですよと、地域毎にやっているのだから、わかりませんよ。こういう地区でこういう案件が出てきたという確認ですから。1時間や2時間の間に、全部はやっていないので。今回、初めて事務局が資料をまとめて、全部はここで見るので。

議 長 委員さんは、ただ、他の地区についてはわからないのです。議

案審査会で、この地区ではこういう意見が出たというのを言ってもらわないと、他の地区の委員には書類の上のことしかわからないのです。

堀委員 各テーブルでなくして、議案審査会のやり方も変える必要があるのではないか。

夏目委員 今、話題になっているのを整理したいと思います。利用集積計画の中に、遊休農地を持っている人がいる、あるいは遊休農地の場所がある、遊休農地があるのであれば、それは制度的には認めざるを得ない。農業振興課で1反当たり3万円の補助金を出して遊休農地の解消事業をやる。それは使用貸借で借りてきれいにした人に対して、3万円を交付するという制度です。解消を前提として誰かが借りるといふのなら、当然、認めなければいけない。私の地元で多いのですが、ある経営体が土地を大変集めていたのですが、その半分ぐらいが3m程の葎原になってしまったのです。それについては新たな利用集積計画の申請は遠慮してもらっているのです。堀さんが言わんとしていることは、オブラートに包んであるので、漠然としてわかりづらいのですが、借りてそこを遊休農地にしている方については、その後の承認については、事務局で指導し遠慮してもらっているのが現状です。それで間違いないですよ。

事務局 間違いないです。

夏目委員 今でも農業振興課は遊休農地解消事業は、予算を取っていますよね。国庫事業もありますが、市単独事業もありますよね。

事務局 あります。

夏目委員 遊休農地を正式な手続きを取って借り受けて、なおかつ、使用貸借で借りた人が解消した場合には、補助金を交付するという制度があります。一律に全部ダメだというのは困ってしまいますが、その辺を整理して判断をしてもらえればと思います。

議 長 この件につきましては、委員も判断する資料が少なすぎて。今回は堀委員さんから問題提起されたということで、よろしいでしょうか。

他に質疑ありますか。

( 「なし」の声 )

議長 特に、質疑、意見等も無いようですので、これより採決いたします。議案第5号農業経営基盤強化促進法第18条の規定による農用地利用集積計画の承認についての議案番号546、561以外の案件について、本案を承認するに賛成の委員の挙手を求めます。

( 挙手 全員 )

議長 挙手、全員と認めます。よって本案については、承認すべきものと決しました。

次に、議案第1号農地法第3条の規定による許可申請についてを上程し、事務局の説明を求めます。

事務局 【事務局が、議案書に記載された内容のうち、議案番号ごとに、最初の申請地の地番・公簿地目・面積、他に筆がある場合は公簿地目ごとの筆数・申請合計筆数及び申請合計面積、譲渡人氏名、譲受人氏名、譲渡人及び譲受人の家族数及び従農数、権利並びに申請事由を朗読する。以下、議案書に記載されていない説明について記述する。】

議案番号1につきましては、平成28年9月8日、強瀬委員、福田正八委員、事務局渋澤次長、樋口主事が現地調査を行い、経営する全ての農地は適正に耕作されており、譲受人の機械の保有状況、従事日数から、今後につきましても効率的に利用されていくものと思われ、農地法第3条第2項の各号には、該当しないものとなっております。

議案番号2につきましては、平成28年9月1日、中川委員、鈴木委員、農業振興課の杉本主任が現地調査を行い、経営する全ての農地は適正に耕作されており、譲受人の機械の保有状況、従事日数から、今後につきましても効率的に利用されていくものと思われ、農地法第3条第2項の各号には、該当しないものとなっております。

議案番号3は、10a当たりの価格は、〇〇万円です。この案件につきましては、平成28年9月12日、矢島委員、福田和行委員、大里行政センター田口主査が現地調査を行い、経営する全

ての農地は適正に耕作されており、譲受人の機械の保有状況、従事日数から、今後につきましても効率的に利用されていくものと思われ、農地法第3条第2項の各号には、該当しないものとなっております。

議長 事務局の説明が終わりました。本案件について、質疑、意見等を求めます。

質疑、意見等ございませんか。

( 「なし」の声 )

議長 特に質疑、意見等無いようですので、これより採決いたします。議案第1号農地法第3条の規定による許可申請について、本案を許可するに賛成の委員の挙手を求めます。

( 挙手 全員 )

議長 挙手、全員です。よって、本案については、原案のとおり許可すべきものと決しました。

次に議案第2号農地法第4条の規定による許可申請についてを上程し、事務局の説明を求めます。

事務局 【事務局が、議案書に記載された内容のうち、最初の申請地の地番・公簿地目・面積、他に筆がある場合は他の筆の公簿地目ごとの筆数・申請合計筆数及び申請合計面積、申請人氏名、用途、申請事由を朗読する。以下、議案書に記載されていない説明について記述する。】

議案番号1は、農地区分は2種農地、建築物等は木造平屋建て住宅が既設1棟ございます。敷地拡張後の面積は、338.34㎡です。周囲は一部既設の生垣とコンクリートブロック擁壁がございます。

議案番号2は、農地区分は2種農地、駐車場は9台分、周囲は一部既設の生垣がございます。申請のきっかけは、申請人の娘夫婦が自己用住宅を計画したところ、申請地が違反で使用していたことが判明したため、是正するものです。

議案番号3は、農地区分は2種農地、敷地拡張後の面積は、714.03㎡です。周囲は一部既設のコンクリートブロック擁壁がございます。申請のきっかけは、申請人の所有する物置が昨年

2月に隣地の火災により焼失してしまい、新たに農業用物置を計画したところ、農地を住宅敷地の一部として使用していたことが判明したため、是正するものです。

議案番号4は、農地区分は1種農地、農振除外は平成28年9月9日、転用該当条文は農地法施行令第4条第1項第2号イです。敷地拡張後の面積は、563.11㎡です。周囲は一部既設のコンクリート土留とコンクリートブロック擁壁がございます。

議案番号5は、農地区分は2種農地です。申請のきっかけは、農地法第5条の申請に伴い所有の農地を確認したところ、申請地が違反で宅地への進入路として使用していたことが判明したため、是正するものです。

議長 事務局の説明が終わりました。本案件について、質疑、意見等を求めます。

質疑、意見等ございませんか。

( 発言なし )

議長 特に質疑、意見等無いようですので、これより採決いたします。議案第2号農地法第4条の規定による許可申請についての議案番号1について、本案を許可相当とするに賛成の委員の挙手を求めます。

( 挙手 全員 )

議長 挙手、全員です。よって、本案については、原案のとおり許可相当とすべきものと決しました。

次に議案第3号農地法第5条の規定による許可申請についてを上程し、事務局の説明を求めます。

事務局 【事務局が、議案書に記載された内容のうち、最初の申請地の地番・公簿地目・面積、他に筆がある場合は他の筆の公簿地目ごとの筆数・申請合計筆数及び申請合計面積、譲受人・譲渡人氏名、用途、権利、申請事由を朗読する。以下、議案書に記載されていない説明について記述する。】

議案番号1は、農地区分は2種農地、建築物等は鉄骨造平屋建店舗、敷地拡張後の面積は、2160.29㎡です。汚水は合併浄化槽で処理し側溝に、雨水は雨水浸透施設の計画です。周囲は



議案番号8は、農地区分は2種農地、建築物等は木造2階建、周囲は鉄筋コンクリート擁壁と新設のコンクリートブロック土留の計画でございます。

議案番号9は、農地区分は2種農地、建築物等は木造2階建1棟、宅地を含めた全体面積は、497.69㎡です。

議案番号10は、農地区分は2種農地、建築物等は木造2階建、周囲はのり面仕上げの計画でございます。

議案番号11は、農地区分は2種農地、建築物等は木造2階建、周囲は一部既設のコンクリートブロック擁壁がございます。

議案番号12は、農地区分は1種農地、転用該当条文は農地法施行令第11条第1項第2号イ、建築物は木造2階建です。譲受人の宅地は道路用地として収用されることとなったため、新たな住宅敷地を確保する必要があり、今回の申請に至っています。申請地は現在の宅地のすぐ南側です。

議案番号13は、農地区分は2種農地、申請地のうち、○○○○○○○、○○○○○○○、○○○○○○○の農振除外は平成28年9月9日です。建築物等は木造平屋建の店舗、雑種地を含めた全体面積は、1778㎡です。周囲は新設の鉄筋コンクリート擁壁とフェンスの計画がございます。○○○○○○○は現在、県道太田熊谷線の○○○○○○○、○○○○○○○の少し北側で営業していますが、県道の交差点において拡幅工事が行われています。拡幅工事に伴い、現在の店舗の駐車場敷地が非常に狭くなってしまうことから、現在の店舗での営業が困難となり、県道を挟んですぐ西側の申請地において新たに店舗を計画することとなりました。契約方法は譲渡人と譲受人が賃貸借契約を結び、建物を建設した上で、譲受人と○○○○○○○が建物の賃貸借契約を行うものです。一体で行う雑種地は市所有のものでしたが、売り払いは済んでおります。

議案番号14は、農地区分は2種農地、農振除外は平成28年9月9日、周囲は新設のコンクリートブロック土留めの計画がございます。譲受人は○○○○全般の事業を営んでおります。事業拡大により、資材置場用地が不足してきたため、申請地を利用したい意向です。申請地は県道熊谷館林線沿いにあり、更に進むと行田市○○○に入ります。行田市の法人ですが、法人所在地との距離は4キロメートルでございます。

議案番号15は、農地区分は2種農地、農振除外は平成28年5月26日、敷地拡張後の面積は、509.4㎡、周囲は一部既設のコンクリートブロック擁壁がございます。



議案第4号農地法第5条の規定による許可申請について（一時転用）、本案を許可相当とするに賛成の委員の挙手を求めます。

（ 挙手 全員 ）

議 長 挙手、全員です。よって、本案については、原案のとおり許可相当とすべきものと決しました。

以上で、全議案の審査が終了しましたが、最後に、報告事項に入ります。報告事項については、専決処理済みですが、内容について、質疑がありましたらお願いします。

（ 発言なし ）

議 長 特に、質疑、意見等も無いようですので、報告事項はすべて了承されました。

以上で議案、報告事項すべて終了しましたので、議長の職を解かせていただきます。御協力いただきありがとうございました。

事務局 先ほど、堀委員からご提案のありました、農業経営基盤強化促進法の農用地利用集積計画の件につきましては、10月20日の議案審査会の時に説明し、他の委員からの意見も頂くようにしたいと思っておりますので、よろしく願いいたします。

農業委員会事務局職員

局長	澤田 英夫
主査	大沢 昌徳
主査	新井 良和
主事	樋口 祥平
主事	荻野 直久
農業振興課主任	杉本 正代
大里行政センター主査	田口 清和
江南行政センター主査	上山 奈保美

平成28年9月28日

熊谷市農業委員会

会 長 茂 木 友 秀 \_\_\_\_\_

議 長 森 宏 志 \_\_\_\_\_

署名委員 強 瀬 謙 一 \_\_\_\_\_

署名委員 関 口 久 夫 \_\_\_\_\_